

湯船原地区の工業団地における 騒音・振動に関する規制地域等の見直しについて

1 趣旨

騒音、振動に関しては、町長が騒音規制法、振動規制法、環境基本法に基づき、都市計画法に基づく用途地域ごとに区域を設定し、規制基準を定めています。(平成 25 年 3 月告示)

湯船原地区の工業団地の内、ハイテクパーク富士小山（既存）を除く 3 工業団地（新設）については、地区計画を策定し、工業用地並みの地区整備計画及び開発の方針を定め、将来にわたる安定的な土地利用を目指しています。

今回の見直し対象地域は市街化調整区域であります。区域設定を実態に合わせて工業地域並みの規制基準に適用させるため、区域設定の地域について変更を行うものです。

2 見直し対象地域

湯船原地区の工業団地（市街化調整区域内）

- ①富士山麓フロンティアパーク小山（10 区画）
- ②新産業集積エリア（5 区画）
- ③上野工業団地（現在造成工事中）
- ④ハイテクパーク富士小山（6 区画）

※対象となる工業団地は別図のとおり

3 見直しの内容

騒音規制 地域等変更 新旧対照表

区分		第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域
規制基準	昼間	50デシベル	55デシベル	65デシベル	70デシベル
	朝・夕	45デシベル	50デシベル	60デシベル	65デシベル
	夜間	40デシベル	45デシベル	55デシベル	60デシベル
地域	(旧)	・第1種低層住宅専用地域	・第1種中高層住居専用地域 ・第2種中高層住居専用地域 ・第1種住居地域 ・第2種住居地域 ・市街化調整区域	・近隣商業地域 ・準工業地域	・工業地域
	(新)	・第1種低層住宅専用地域	・第1種中高層住居専用地域 ・第2種中高層住居専用地域 ・第1種住居地域 ・第2種住居地域 ・ <u>市街化調整区域</u> <u>(湯船原地区の工業団地を除く)</u>	・近隣商業地域 ・準工業地域	・工業地域 ・ <u>市街化調整区域</u> <u>(湯船原地区の工業団地)</u>

※昼間（午前8時から午後6時まで）

朝・夕（午前6時から午前8時まで・午後6時から午後10時まで）

夜間（午後10時から翌日午前6時まで）

※湯船原地区の工業団地は、①富士山麓フロンティアパーク小山 ②新産業集積エリア
③上野工業団地 ④ハイテクパーク富士小山 ※別図のとおり

※この規制基準は、特定施設を設置する工場又は事業場（特定工場等）において発生する騒音に適用されるものです。特定施設とは、工場又は事業場に設置される施設のうち著しい騒音を発生する施設であり、政令で定めるものです。

振動規制 地域等変更 新旧対象表

区 分		第 1 種区域		第 2 種区域	
規制基準	種別	1	2	1	2
	昼間	60デシベル	65デシベル	70デシベル	70デシベル
	夜間	55デシベル	55デシベル	60デシベル	65デシベル
地域	(旧)	・第1種低層住宅 専用地域	・第1種中高層住 居専用地域 ・第2種中高層住 居専用地域 ・第1種住居地域 ・第2種住居地域 ・市街化調整区域	・近隣商業地域 ・準工業地域	・工業地域
	(新)	・第1種低層住宅 専用地域	・第1種中高層住 居専用地域 ・第2種中高層住 居専用地域 ・第1種住居地域 ・第2種住居地域 ・ <u>市街化調整区域</u> <u>(湯船原地区</u> <u>の工業団地を</u> <u>除く)</u>	・近隣商業地域 ・準工業地域	・工業地域 ・ <u>市街化調整区域</u> <u>(湯船原地区</u> <u>の工業団地)</u>

※昼間（午前8時から午後8時まで）

夜間（午後8時から翌日午前8時まで）

※湯船原地区の工業団地は、①富士山麓フロンティアパーク小山 ②新産業集積エリア
③上野工業団地 ④ハイテクパーク富士小山 ※別図のとおり

※この規制基準は、特定施設を設置する工場又は事業場（特定工場等）において発生する振動に適用されるものです。特定施設とは、工場又は事業場に設置される施設のうち著しい振動を発生する施設であり、政令で定めるものです。